

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年5月24日 12時40分ごろ
発生場所	熊本県上天草市鳩之釜漁港 鳩之釜港3号防波堤南灯台から真方位099°200m付近 (概位 北緯32°34.8′ 東経130°24.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年6月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西、波高 約0.5～1.0m、水温 約22℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び知人1人（以下「同乗者」という。）が乗り、釣りを行っていたところ、風が強くなってきたので帰航することとした。</p> <p>本船は、帰航中、風と波で船首を振られて真っ直ぐ進めず、養殖筏付近に圧流され、同筏の間に挟まれた水路（以下「本件水路」という。）を約1～2ノットの対地速力で西進中、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が流入して右舷側に傾斜したところ、左舷側から波高約1mの波を受け、左舷側が持ち上げられて転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、海に投げ出されたが、付近の養殖筏に泳ぎ着き、同筏に上がって海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本件水路は、本事故時、西方からの波及び養殖筏からの返し波により、色々な方向からの波が発生していた。</p> <p>操縦者は、本船の近くで釣りをしていたゴムボートの友人から、波が高くなってきたので帰航する旨の連絡を受けており、本船もすぐに釣りをやめて帰航を開始していればよかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.5m、船尾約0.3mであった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、フローティングベストを着用して防水型の携帯電話を所持していた。</p> <p>同乗者は、手動膨脹式のベルト型救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、風が強まって波が高くなる状況下、釣りを続けたことから、帰航中、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が流入し

	<p>て右舷側に傾斜した際、左舷側から波高約 1 mの波を受けて左舷側が持ち上がり、転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、風が強まって波が高くなる状況下、釣りを続けたため、帰航中、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が流入して右舷側に傾斜した際、左舷側から波高約 1 mの波を受けて左舷側が持ち上がり、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、風や波の影響を受けやすいので、気象及び海象の変化に十分注意し、風が強まり、波が高くなる前に、余裕を持って帰航を開始すること。